

公布した規則一覧

令和6年

公布 番号	規則名
1	杉並区立児童青少年センター及び児童館条例施行規則の一部を改正する規則
2	杉並区事務手数料条例別表第2の1の2の項及び2の2の項の規則で定める場合を定める規則

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年2月15日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第1号

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例施行規則の一部を改正する規則
杉並区立児童青少年センター及び児童館条例施行規則（平成9年杉並区規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表1 杉並区立阿佐谷児童館の部に次のように加える。

杉七学童クラブ	杉並区阿佐谷南三丁目19番2号	100
浜田山学童クラブ	杉並区浜田山四丁目21番3号	145
	杉並区浜田山四丁目23番1号	100
松ノ木小学童クラブ	杉並区松ノ木一丁目2番26号	60
東田学童クラブ	杉並区成田東一丁目21番1号	120
杉二学童クラブ	杉並区成田西三丁目4番1号	200

別表1 杉並区立阿佐谷児童館の部の次に次のように加える。

杉並区立高井戸西児童館	富士見丘学童クラブ	杉並区久我山二丁目19番1号	150
-------------	-----------	----------------	-----

別表1 杉並区立阿佐谷南児童館の部を削る。

別表2 杉並区立高井戸西児童館の項を削る。

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の別表1に規定する富士見丘学童クラブの利用の承認その他のこの規則の施行の日以後の利用に関し必要な行為は、同日前においても行うことができる。

杉並区事務手数料条例別表第2の1の2の項及び2の2の項の規則で定める場合を定める規則を公布する。

令和6年2月28日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第2号

杉並区事務手数料条例別表第2の1の2の項及び2の2の項の規則で定める場合を定める規則

(戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料を徴収しない場合)

第1条 杉並区事務手数料条例(平成12年杉並区条例第24号。以下「条例」という。)別表第2の1の2の項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令(平成12年自治省令第5号)第1条の2に規定する方法に限る。以下同じ。)により戸籍法(昭和22年法律第224号)第120条の3第2項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号(以下「戸籍電子証明書提供用識別符号」という。)の発行を行う場合(当該発行に係る同条第1項に規定する戸籍電子証明書(以下「戸籍電子証明書」という。)の請求が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)

(2) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍法第120条第1項に規定する戸籍証明書の請求を行う場合

(除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料を徴収しない場合)

第2条 条例別表第2の2の2の項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定に

より同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により戸籍法第120条の3第2項に規定する除籍電子証明書提供用識別符号（以下「除籍電子証明書提供用識別符号」という。）の発行を行う場合（当該発行に係る同条第1項に規定する除籍電子証明書（以下「除籍電子証明書」という。）の請求が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）

- (2) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍法第120条第1項に規定する除籍証明書の請求を行う場合

附 則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。